

アルゼンチンにおける内国税 ～自動車等の課税対象金額と税率の変更～

(2020年2月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンにおける内国税 ～自動車等の課税対象金額と税率の変更～

アルゼンチンにおける内国税〔通称「奢侈（しゃし）税」、Impuesto Interno〕は、1979年に定められ、1996年の[法律第24674号](#)に基づく変更およびその後の改正により、現在の同税の対象品目は、タバコ、ビール、その他のアルコール飲料、ノンアルコール飲料、保険、携帯および衛星電話サービス、宝石などの奢侈品、自動車、二輪車、レジャー用船舶や航空機など（法律24674号第1条）であるが、品目によって国内販売時に課される税率が異なる仕組みとなっている。

特に、自動車、二輪車、レジャー用船舶、航空機などは、課税対象金額が定められており、金額によって税率も異なる。国内における物価高騰などが原因で、対象金額が定期的に更新されてきている。今回、2019年12月10日に発足したアルベルト・フェルナンデス新政権は、2019年12月23日付で緊急事態を宣言し、社会連帯・生産性回復法（法律第27541号）に基づきさまざまな増税措置を発表した（[ジェットロビネス短信、2020年1月7日付記事参照](#)）。同法では、自動車、二輪車、レジャー用船舶、航空機の課税対象金額と課税率を以下のとおりに定めた。

[社会連帯・生産性回復法（法律第27541号）](#)の第50条に基づく内国税の変更：

対象品目		内国税法における条項	課税対象外金額	課税対象金額	課税率
①	乗用車	第38条 a)	1,300,000 ペソとそれ以下	1,300,001～2,400,000 ペソ以下	20%
②	キャンピングカー	第38条 b)		2,400,000 ペソとそれ以上	35%
③	二輪車、 モーター付き 自転車	第38条 c)	390,000 ペソとそれ以下	390,001～500,000 ペソ以下	20%
				500,000 ペソとそれ以上	30%
④	モーター付き シャーシ、 同税対象のモーター	第38条 d)	1,300,000 ペソとそれ以下	1,300,001～2,400,000 ペソ以下	20%
				2,400,000 ペソとそれ以上	35%
⑤	スポーツおよびレジャー用船舶	第38条 e)	1,700,000 ペソとそれ以下	1,700,001 ペソとそれ以上	20%
⑥	ヘリコプターも含む航空機	第38条 f)	—	すべて	20%

注：2020年5月31日まで有効。その後は、政府による更新が行われる予定。

<Q&A>

Q：これは卸売価格のみにかかるのか、ユーザーが買う時に消費税のようにかかるのか、最終的にどれくらいかかるのかなどを確認したい。

A：上記金額は卸売価格、すなわち販売代理店向けの金額であり、その他税金（付加価値税、総売上税、所得税、市税、など）や手数料などが含まれていない金額である。税率は表面税率、最終的に課されるのは、実効税率になる。

このため、

- ・表面税率 20%は、実効税率 25%
- ・表面税率 35%は、実効税率 53.84%
- ※ 実効税率の算出方法（ $(100 \times \text{表面税率}) / (100 - \text{表面税率})$ ）

上記をふまえ、消費者価格はおよそ以下のように算出できる。

例 1) 1,300,001 ペソの自動車

- a) 消費者価格（その他税・手数料約 40%相当をプラスした金額）：1,829,071 ペソ
- b) 内国税（卸価格に実効税率 25%）：325,000 ペソ
- c) 最終消費者価格 a) + b)：2,154,071 ペソ

例 2) 2,400,000 ペソの自動車

- a) 消費者価格（その他税・手数料約 40%相当をプラスした金額）：3,376,745 ペソ
- b) 内国税（卸価格に実効税率 53.84%）：1,292,160 ペソ
- c) 最終消費者価格 a) + b)：4,668,905 ペソ